	ホルマリン中のホルムアルデヒド含有量C（%）は次式により求める。 $C\ (\%) = 1.5013 \times \frac{(Vo - V)F}{1{,}000} \times \frac{100}{10} \times \frac{1}{W} \times 100$ ただし、 Vo：空試験における0.1mol／l チオ硫酸ナトリウム液の滴定量（ml） V：本試験における0.1 mol／l チオ硫酸ナトリウム液の滴定量（ml） F：0.1mol／l チオ硫酸ナトリウム液の力価 W：ホルマリンの採取量（g） イ　ホルムアルデヒド標準液の調製 ホルマリン（日本薬局方ホルマリン）400／Cgを正確に量り採り、精製水を加えて100mlとする。この溶液を用いて、10mlを正確に採り、精製水で10倍量に希釈する操作を5回繰り返してホルムアルデヒド標準液とする。 ホルムアルデヒド標準液1ml＝0.4μgHCHO ⑶　アセチルアセトン試液 酢酸アンモニウム（日本工業規格試薬特級）150gに適量の精製水を加えて溶かし、氷酢酸（日本工業規格試薬特級）3ml及びアセチルアセトン（日本工業規格試薬特級）2mlを加え、更に精製水を加えて1,000mlとしたものを用いる。用時調製する。 ⑷　ジメドン・エタノール溶液 ジメドン（日本工業規格試薬特級）1gにエタノール（日本薬局方エタノール）を加えて溶かし、100mlとしたものを用いる。用時調製する。 ⑸　酢酸・酢酸アンモニウム緩衝液 酢酸アンモニウム（日本工業規格試薬特級）150gに適量の精製水を加えて溶かし、氷酢酸（日本工業規格試薬特級）3mlを加え、更に精製水を加えて1,000mlとしたものを用いる。
繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋及びくつした（出生後24月以内の乳幼児用のものを除く。）、たび並びにかつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤	左に掲げる家庭用品は、次の試験法による試験に適合しなければならない。 1　試験溶液の調製 ⑴　繊維製品の場合 身体と接触する繊維の部分を細かく切つたものを試料とし、その約1gを200mlの共せんフラスコに精密に量り採り、精製水100mlを正確に加えた後、密せんし、40℃の水浴中で時々振り混ぜながら1時間抽出する。次に、この液をガラスろ過器（日本工業規格のガラスろ過器（細孔記号G2）に適合するもの）を用いて温時ろ過し、試験溶液とする。 ⑵　接着剤の場合 試料約2gを水蒸気蒸留装置のフラスコに精密に量り採り、精製水50ml及びリン酸溶液3mlを加えた後、受器に精製水10～20mlを入れ冷却器のアダプターが精製水に浸るようにして水蒸気蒸留を行う。留液が190mlになつたとき、蒸留をやめ、精製水を加えて正確に200mlとし、試験溶液とする。

2　試験

試験溶液及びホルムアルデヒド標準液を正確にそれぞれ5.0ml採り、それぞれにアセチルアセトン試液5.0mlを加えて振り混ぜた後、40℃の水浴中で30分間加温し、30分間放置する。それぞれの溶液について、精製水5.0mlにアセチルアセトン試液5.0mlを加えて同様に操作したものを対照として、層長1㎝で412～415nmにおける吸収の極大波長で試験溶液に係る吸光度A及びホルムアルデヒド標準液に係る吸光度Asを測定する。また、別に試験溶液5.0mlを採り、アセチルアセトン試液の代わりに酢酸・酢酸アンモニウム緩衝液5.0mlを用いて同様に操作する。その溶液について、精製水5.0mlに酢酸・酢酸アンモニウム緩衝液5.0mlを加えて同様に操作したものを対照として、吸光度A及びAsを測定したときと同じ波長における吸光度Aoを測定する。このとき、次式により計算する試料1gについてのホルムアルデヒド溶出量は75μg以下でなければならない。

試料1gについてのホルムアルデヒド溶出量（μg）

$$= K \times \frac{A - Ao}{As} \times E \times \frac{1}{\text{試料採取量（g）}}$$

ただし、

K：ホルムアルデヒド標準液の濃度（μg／ml）

E：繊維製品にあつては100とし、接着剤にあつては200とする。

ただし、ホルムアルデヒドの溶出量が75μgを超えたときは、次の試験により、吸光度Aを測定した波長における吸収がホルムアルデヒドによるものであることを確認しなければならない。

試験溶液5.0mlを共せん試験管に採り、ジメドン・エタノール溶液1.0mlを加えて振り混ぜ、40℃の水浴中で10分間加温し、更にアセチルアセトン試液5.0mlを加えて振り混ぜ、40℃の水浴中で30分間加温し、30分間放置した後、試験溶液の代わりに精製水5.0mlを用いて同様に操作したものを対照として吸収スペクトルを測定するとき、波長412～415nmにおいて、吸光度A及びAsを測定した場合と同様の吸収スペクトルを示してはならない。

3　試薬、標準液等

⑴　精製水

日本薬局方精製水を用いる。

⑵　リン酸溶液

リン酸（日本工業規格試薬特級）5gを採り、精製水を加えて25mlとしたものを用いる。

⑶　ホルムアルデヒド標準液

ア　ホルマリンの標定

ホルマリン（日本薬局方ホルマリン）約1gを精製水を入れたはかりびんで精密に量り、精製水を加えて正確に100mlとする。その10mlを正確に量り採り、0.05mol／l ヨウ素液（日本薬局方定量分析用標準液）50mlを正確に加え、更に1mol／l 水酸化カリウム液（日本薬局方定量分析用標準液）20mlを